

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第6号

山口県周南市岐山通1丁目1番地
申立人 周南市長 藤井 律子
住所・居所 不明
（最後の住所）山口県徳山市大字徳山7607番地
所有者 亡阿縣一人相続財産
届出期間満了日 令和8年6月9日
令和8年4月8日 山口地方裁判所周南支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 山口県周南市北山一丁目
地番 7607番3
地目 宅地
地積 61.89平方メートル
- 2 所在 山口県周南市北山一丁目7607番地
家屋番号 7607番の2
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 27.19平方メートル
2階 24.26平方メートル

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年（チ）第2号

北九州市小倉北区大字藍島184番地2
申立人 D A T T A株式会社
住所・居所 不明
最後の住所 鳥取県西伯郡伯耆町福居160番地3
所有者 松原 操子
届出期間満了日 令和8年6月8日
令和8年4月7日 鳥取地方裁判所米子支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷
地番 98番2
地目 原野
地積 1910平方メートル
- 2 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷
地番 107番1
地目 原野
地積 1080平方メートル
- 3 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷
地番 108番
地目 原野
地積 198平方メートル
- 4 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷
地番 123番2
地目 原野
地積 463平方メートル
- 5 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷右平
地番 130番2
地目 原野
地積 511平方メートル
- 6 所在 西伯郡伯耆町福居字砂子谷
地番 1665番
地目 原野
地積 1320平方メートル

令和7年（チ）第28号

東京都港区虎ノ門2丁目2番3号
申立人 本田技研工業株式会社
住所・居所 不明
（不動産登記記録上の住所）菊池郡大津町室102番地

所有者 城野 只平
届出期間満了日 令和8年6月8日
令和8年4月7日 熊本地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 菊池郡大津町大字平川字穴ノ迫
地番 1854番2
地目 公衆用道路
地積 13平方メートル
- 2 所在 菊池郡大津町大字平川字穴ノ迫
地番 1855番2
地目 公衆用道路
地積 112平方メートル

所有者不明建物管理命令に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年（チ）第3号

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
申立人 埼玉県知事大野元裕
亡田中正二の最後の住所 埼玉県川口市青木3丁目13番30号
住所・居所不明
所有者 亡田中正二相続財産
届出期間満了日 令和8年6月8日
令和8年4月7日 さいたま地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 川口市青木3丁目68番地先
家屋番号 68番の2
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 41.40平方メートル
2階 41.40平方メートル
- 2 所在 川口市青木3丁目68番地先 堤塘敷
家屋番号 68番
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 33.12平方メートル

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

1. 企業年金基金の名称 エア・ウォーター企業年金基金
2. 事務所の所在地 大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番8号
3. 実施事業所の名称及び所在地 エア・ウォーター株式会社 大阪府大阪市北区大深町5番54号グラングリーン大阪南館パークタワー13階、エア・ウォーター・デジタル株式会社 大阪府摂津市千里丘新町3番50号、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社 札幌市中央区北三条西3丁目1番地6、エア・ウォーター・ライフ

ソリューション株式会社 札幌市豊平区月寒東二条16丁目1番6号、共同炭酸株式会社 北海道室蘭市本輪西町1丁目1番7号、エア・ウォーター北海道株式会社 札幌市中央区北八条西13丁目18番地21、エア・ウォーター・サービス株式会社 札幌市中央区北二条西1丁目1番地、エア・ウォーター東日本株式会社 東京都港区虎ノ門3丁目18番19号、エア・ウォーター健康保険組合 札幌市中央区南二条東1丁目1―14、エア・ウォーター・リアライズ株式会社 東京都中央区京橋1丁目12番2号、エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社 大阪府堺市西区築港新町2丁目6番地40

4. 解散の理由 確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第1項による。
5. 解散の認可があったものとみなされた事項 当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。
6. 解散認可年月日 令和8年4月9日
令和8年4月23日 大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番8号
エア・ウォーター企業年金基金
理事長 堤 宏記

会社名の起の公告

会社公告

上記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散するものといたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から1ヶ月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十五日
掲載頁 九十八頁(号外第六二二号)
- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 八十八頁(号外第三十八号)
令和八年四月二十二日 東京都江東区新木場一丁目七番六号

(甲) 北三株式会社
代表取締役 尾山 信一
徳島市米谷三丁目一番一〇号
(乙) 株式会社大平商会
代表取締役 横井 康弘